

4月1日付け 正社員登用・異動・新規採用

新東京へようこそ

日刊
JP
新東京

No. 376

2010年
4月1日(木)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

都内でもようやく桜が開花して、本格的な春の到来が待たれる中、本日付けで異動や正社員登用者、新規採用者が新東京で新たなスタートを切ることになる。

月給制社員から正社員登用で4人が新たに社員となる。あらためて言うまでもなく、新東京支店の位置づけは、事

業会社の動脈を自負する総括支店であるとともに、JP労組新東京支部は1000人超の組合員を抱える責任組合として、多くの社員・ゆうメイトのみなさんの最も身近な存在でありたいと心がけています。職場では、昼でも夜でも一緒に働き、『結束』という目標に向

正社員登用者

吉江	祐有	第一普通郵便課
清水	貴康	第二普通郵便課
刈谷	優一	第二特殊郵便課
川合	健一	窓口課

かいつねに動いている職場です。生活の糧を得る手段であるこの仕事に、自分なりの生きがい働きの求めともに頑張りましょう。JP労組新東京支部として大歓迎するとともに今後のご活躍を期待します。

また、本日付で赴任されてきた仲間のみなさん、心より歓迎申し上げます。

新東京の雰囲気、職場風土にもいち早くなれていただき各自の能力発揮とご指導方よろしくお願ひします。

JP労組新東京支部の活性化の一助として今後の活躍を祈念申し上げます。

JP労組新東京支部 執行委員会

JPEXからの事務引継に伴う 受入体制の整備について

郵便事業会社は、本年7月の宅配便事業統合に向け、今後JPEXから各種事務の引継ぎを受けることとなるが、この受け入れを円滑に進めるため、支店における受け入れ体制を整備するため、支店別にその処理を行うための責任者及び代行者を指定することとするとして、説明してきました。説明の概要は以下のとおりです。

1 内容

JPEXから各種事務の引継ぎ（顧客、車両、備品等）を受けるに当たり、支店別にその処理を行うための責任者及び代行者を指定する。実務面での責任者及び代行者であることから、指定する者は、支店の規模等により異なるが、担当課長以下の適任者をもって充てたい。

また、JPEXから引き継がれる事務量は支店ごとに異なるが、引き継がれる事務量が多く、現行要員の範囲では対応できないと支社長が認める場合には、社員又を新たに配置し、又は社員を他支店等から兼務させる。

なお、具体的な要員配置の必要性等の検討・決定は、支社において行う。

2 体制整備期間

平成22年4月1日（木）以降準備でき次第～6月30日（水）

中央本部は、JPEXからの事務引継ぎに当たり、責任者を明確化するなど必要な体制を整備することは重要なことと判断しており、各支店における要員配置等については、支社において検討・決定することとしていることから、具体的な要員配置等について支社から地方本部に対して情報提供するよう求め、本件について了承しました。

4月1日付けで新東京支店の組織改正が行われる。

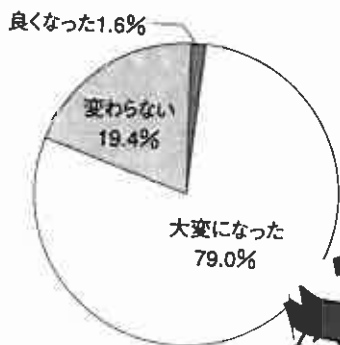
第三特殊課の廃止→（新）第二特殊課となるが、業務変更について周知はいつさい無い（30日現在）。またしても…

職場のモチベーションは下がる一方だ…。

広がっている閉塞感！

昨年末に東京地本が行った「組合員職場実態アンケート」では、民分化の弊害による各社間の調整がまだにフロントラインでは機能発揮できていないこと、課題解決に向けたサイクルが明確になっていないこと等により、職場では閉塞感が広がっているとの声が、多くの組合員から挙がっています。

民営化になって職場環境は



郵便事業 内務の主な意見

◎新しい施策を行う時に担当する部署の声（現場の声）を少し

は取り入れてもらい、やりがいのある職場にしてもらいたい。あまりにも現場と上の認識がかけはなれている。

◎若年層の雇用が少ないので会社の若返りが見られず会社全体が高齢化している。そうすると思い切った行動ができなくなるというデメリットが起こる。

◎局会社と事業会社で責任のなすり合いをしていることで客からの苦情が多い。「支店」という名称が客に馴染んでもらえず評判が悪い。利用者にとって馴染みのある「郵便局」に戻して欲しい。利用者に局会社と事業会社に分かれていることを説明しても理解してもらえない。職員でさえ変だと思うので当然。◎パソコンが壊れたときの対応が出来ていない。

増え続ける若者の失業

若者の失業が日本や世界で増加の一方だ。

ILOの調査(09年)では25歳未満の若者の失業率は前年比4.6%増の17.7%。全世代は8.4%だから約2倍である。

地域別ではユーロ圏の21%米15.6%、日本が8.4%とある。だが、中国等の発展途上国の失業率は全世代で20%を超える。

若者の失業がなぜ増えるのか生産性向上は労働を単純化するIT技術「革命」化では特にそうである。企業は複雑労働の専門家を有期労働で求める。若者の多くはこうして非正規社員になる。

もう一つは、年金の支給年齢の引き上げがある。60歳から段階的に65歳へと引き上げられた。退職金も少なくなり、高齢者の雇用の延長にもつながり

失業!



若者の雇用機会はこうして減っていく。

マスコミの調査では2011年春の新卒者の採用計画は半数の企業が前年並みと答えている。当分、若者の就職難は続きそうだ。



《ろうきん》の

教育ローン

団体会員の場合金利

年 **1.7%** 別途保証料年0.7%が上乗せ

◎最高1,000万円

◎最長10年 ◎無担保 ◎固定金利型

中央労働金庫 亀戸支店 電話03-3681-4136

重大事故

死亡事故に学ぶこと

事故の発生は本人の不注意……??

3月26日、107人が死亡した2005年4月のJR尼崎脱線事故で、神戸検察審査会は、業務上過失致死傷容疑で告訴され、神戸地検が不起訴としたJR西日本の歴代3社長を「強制起訴」する議決を出した。史上最悪の脱線事故は、会社側の安全対策に不徹底があり経営体質

を厳しく問いかけることになる。問題視したのは、事故が起きた「魔のカーブ」だ。1996年に半径約600メートルを半径約300メートルの急カーブに付け替える工事を行った。直前にはJR函館線のカーブで脱線事故が発生。危険性が高いと認識できたはずだ、とした。

関西地方では、私鉄との競争が激しく、当時のJR西日本は尼崎線で過密なダイヤを組んだり、高速走行の新型車両を導入したスピードアップなど運転時間の短縮を行っていた。可能な限りの安全対策を会社側は取るべきであった。自動列車停止装置(ATIS)の整備を怠ったり、安全教育に疑問を持たせるものを行っていた。

国鉄分割・民営化を主導した井手元相談役は「独裁的」ともいわれる権限をふるっていた。業務上でミスをした社員には「日勤教育」と呼ばれる懲罰的な勤務を強いた。就業規則の書き直し、草むしり、清掃……。いやならやめちまえ」と、教育とは名ばかりの「いじめ」が行わ

れていた。

事故で亡くなった運転士も「日勤教育」を受けたことがあり、当日もオーバーランのミスをした。脱線事故と無関係であるとは思えない。安全設備の整備がなぜ最優先されなかったのか。「収益重視」のあまり、「安全重視」がどこへいってしまったのか。大変疑問である。

ひるがえって我が職場はどうであるか。

銀座支店での有人けん引車転落死亡事故発生から3カ月以上が経過した。現在でも、この事故についての正確な情報が少なく、事故の発生した真相・真実がよくわからない。

なぜ事故が発生して、一人の郵便労働者が死んだのか。その

事故は防ぐことができなかったのか。今後は重大事故を発生させないようにはどうすればいいのか、私たちは考えていけないといけないと思う。

たとえば、実証実験をしてもらってもいい。エレベーターやけん引有人車のメーカーや技術者を立ち会わせて有人車をエレベーターの扉に衝突させてみてどのくらいの力まで耐えられるのか検証したらどうか。

あつてはならないことだが、エレベーターの扉には有人車やパレットがぶつかっても動かない（はずれない）ものに改善することは、ある意味当然やらないてはいけないのではないか。新東京支店でも重大事故が発生していることも事実。「決めら

れた安全ルールを守って作業する」「事故は本人の不注意だ」というだけではなくなるものもなくなる。

ゆうパック課では、夜間にとっても狭くなったところを有人車で通らざるをえない。

どこの課でも『結束』に間に合わせるためには、少々手荒なことをしなくてはならない。

銀座の事件でも改善の要求書を出しているが、いまだに回答がないと聞く。

安全にかつ時間どおりに結束するためには何が必要かは、キチンと論議を重ねればおのずとはつきりしていくのではないか。

日 刊
新東京

NO 380

2010年
4月7日(水)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

分会会議をおこないました

二特分会会議イン支部事務局

三月二十七日(五名)、四月三日(八名)と二特分会会議を二回にわけて支部事務局でおこないました。

げで中身の充実した会議となりました。

第六回執行委員会報告

①組織拡大報告。目標の半分を達成していること。

二十七日は、二ゆうパック分会も同時に分会会議をおこなうという事で荒巻執行委員が出席し、二六日の第六回執行委員会報告をしてもらいました。おか

未加入者が多いこともあって東京全体では五位となっている。今年の退職で組合員が減るので頑張つてほしい。

② 厳しい中での春闘の妥結だった。郵政見直しは難航している。参議院選挙に向けてさらに取り組みを強化してほしい。

③ 各種共済の移行について順調にすすんでいること。
三六協約の委任状の扱いについて時間が少なかったこと。
支部事務局の机、印刷機を更新すること。

お笑いフェスタを昨年と同じ場所で五月二三日におこなう。
④ 組合員の意見や情報を共有する場として拡大執行委員会を開催してほしいという論議になりました。

その後、今焦点になっっている郵政見直しと職場の問題点を出しあいました。

・郵政見直しはあまりにも日々変わっているし、民主党内でもはつきりしない部分が多いこと。今後注視していこうと話しました。

・書留オペレーションの変更が年度実施計画要項として提示されているが、どのようなスケジュール、システム、レイアウトなのか。リフォーム変更などの情報が不足している。

・二特と三特が統合されるがシステム、将来展望などが明らかにされていない。

・春闘の妥結は不満。昨年より下がって



いる。

・風の強い日が多いが、窓の鍵が壊れているためガタガタにゆれて危なかった。修理を。換気口に溜まっているススが口ツカー室内にはき出され異常に汚い日が続いた。

・表札作成機の機能が不十分。は束機の故障が多い。封かん具の改善を。

・休息室のソファの破損がひどくベロベロになっている。会社として恥ずかしくないのか。

・エアコンが半年間修理されていない。水漏れなどがおきて郵便物を汚したら大変な問題だ。

・またしてもエレベータに閉じ込められることが起きた。エレベータの揺れも改善されていない。

い。

・有人車のバツクのスピードが速い。パレットの連結部の改善を。故障パレットの修理・回収と改善を。

・支部職場要求として取り組んで欲しい：：など、問題点を話し合い、少しでも解決させていこうと話しました。

当面の予定

4月24日(土)

10時より

第7回執行委員会は

拡大執行委員会 としておこないます。

各分会三役から
一名必ず参加してください

日 刊
PLC
新東京

No. 381

2010年
4月8日(木)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5690-2847

内線 4353

国際貢献活動の理解浸透のための

フィリピン視察団に参加して

—後編—

へ3日目、バヤタス地区居住の子供たちへ給食支援活動と
奨学金受給生の家庭訪問…

バヤタス地区の給食支援活動とは、
UNNのフィリピン支部の青年部(PLC-YOUTH)を中心となり実施して
いるボランティアだ。この人たちは「
」山から「」を拾い、それを売って生
計を立てている。極端に貧しい生活者



だ。従って、「」が喜ぶらす子供達は、一日一食の食事すら満
足できない。その中、その中でも栄養失調と判断された子
供達に対して「」と「」と「」と「」を与えるボランティアを



失調の子供達と入れ替わり再び食事のとれない生活に

戻る。この日、個人的に一万五千円のカンパ金が施設に渡さ
れた。この金額でこの子供達全員が、一カ月食事ができる
ようになるという。複雑な心境でこの場を後にした。

給食支援を受けている子供の家庭を一件ほど訪問した。お
世辞にもいいところとは言えない住まいだった。

その後、今回のメイン視察の奨学金受給生の自宅訪問を
した。今回訪問したのは、トンド地区居住のマルビン君の自
宅だ。マルビン君の自宅は一階が玄関とキッチン・洗面所の
一部屋、二階に二部屋。父親の寝室は専ら玄関の床との

PLC-YOUTHで実施した。約4
0名の子供達は屈託のない笑
顔で迎えてくれ、とても貧困
を感じさせる面持ちではなか



と。パヤタスに比べ内壁は奇麗だが至極狭い。

マルビン君はいう。「奨学金制度がなければ、僕は大学へ行く夢がかなわなかった。本当にありがとう」と。

マルビン君の父親は自慢げに「一枚の紙とメダルを持ってきて私たちに見せた。「息子に大学で成績優秀者として賞を買った。皆さんには本当に感謝している。ありがとう。」ととても嬉しそうだ

「この国でも子は宝。私達も話を聞いていて笑みを浮かべずにはいられない。勉強はどこでしているのかマルビン君に聞いてみた。大体この玄関で勉強するらしい。勉強は時と場所は関係ないことが立証された。息子に教えよう。」

「最終日」フィリピン中央郵便局見学…そして日本へ

今まで連日僕らを案内してくれた PLCC-YOUTH のメンバーが務める郵便局を見学した。日本の郵便局に比べ設備は乏



しく、日本の四〇年前はこんなだったのかなと感じさせる雰囲気だ。配達はほとんどが徒歩で行くらしい。必要であれば公共の交通手段のシープニーに乗っていく。あれだけ道路が混雑していれば徒歩が合理的というのも頷ける。

「最後に今後も継続した取組を…」

今回視察団として参加して、JPCで実施している奨学金プロジェクトは、現地の郵便労働者のために本当に役立つ。フィリピンの郵便労働者は中流層であるが、普通に勤めていて子供を大学進学させられない。奨学金を受けて大学へ進学したみんなが、フィリピンを豊かな国に変えるまで継続するべきと感じた。

来月にはフィリピンカンパの行動要請が東京地本から来る予定だ。組合員のみならずの協力お願いします。

FC 新東京から

お知らせ

新年度初のキャプテン会議兼懇親会を開催します。終盤の桜を見ながら今後の活動を話し合います。

部員のみならず、興味のある方の参加を募集！！

○4月9日(金)

○18:00~

○緑道公園

※詳細は分会役員までお聞き下さい。

日
刊

新東京

No.382

2010年4月9日(金)

日本郵政グループ労働組合
新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

正社員登用された川合健一さんを取材しました

川合健一 1974年生まれ 東京都葛飾区出身 血液型-O型
窓口分会(窓口課集荷センター)所属 入社は平成8年11月

Q1 正社員試験を受けた動機を教えてください。

13年間勤めて、学んだことがたくさんありました。それを後輩社員に教えたい、職場に恩返ししたいという思いがあったからです。面接でもそのように答えました。ただ、面接では言いませんでしたが、収入の安定や生活の向上という側面も大いにありました。

Q2 試験を受けるにあたって何か準備したことはありましたか？

月給制契約社員制度が導入された2年前に、組合員でもある契約社員の同僚から、正社員試験には学力試験があるから今から勉強しても早すぎることはないと言われられました。その時から、SPIの参考書を買って勉強しました。また、職場の中で問題意識を持つように心がけました。それを正社員になったらどのように解決しようかというビジョンを持つことで、面接のときにアピールできると考えました。

Q3 正社員になってどのように活躍したいですか？

同じ質問を面接でも聞かれました。その時は少し優等生を演じて、人材の育成や営業等をしゃかりきになってがんばりますと答えたいと思いますが、正直言って今はとても緊張していて、目の前の業務をただ正確にこなすことで精いっぱいです。ただ、職場内の多くの契約社員の力を

のぼして、正社員登用されるようひっぱりあげたいと思っていることは事実です。

Q4 組合に入ってよかったと思っていることはありますか？

窓口課だけでなく、組合を通していろいろな職場の人と情報交換ができたのでよかったです。正社員試験を受けるにあたって、組合員の方からもいろいろアドバイスを受けました。

ありがとうございました。

日本郵政グループの旧経営陣の企業統治(ガバナンス)の実態を調査するため、原口一博総務相が設置した「日本郵政ガバナンス検証委員会」の専門委員会は31日、中間とりまとめを発表した。専門委は、08年4月に郵便事業会社と日本通運が合意した宅配便事業の統合計画の経緯を調査。赤字を懸念する郵便事業会社の経営陣は反対したが、当時の西川善文・日本郵政社長の強い意向で話が進められたという。担当者が、統合後5年間は赤字が続くとの試算を示したが、西川氏が4年目に黒字になるよう予測を変更させたともしている。 毎日新聞 2010年4月1日 東京朝刊

西川善文は、1997年に住友銀行の頭取に就任し、「最後のバンカー」と言われた人物である。これには、西川氏は強引で非情で底の知れない銀行家であり、しかもあっと驚くような腹芸をやったのけるかと思えば、七面倒くさい根回しもできる、清濁併せ呑む度量を持った「昔のタイプの」経営者だったという意味合いが込められている。頭取就任以来、不良債権処理を進める中で、収益至上主義という住友らしさを買いた。

4年目に黒字になるよう予測を変更させた際には、烈火のごとく怒りを表したらしい。宅配統合はあまりに強引な見切り発車だったと思えてしまうのである。

(投稿)

日 JP新東京 刊	No.384	2010年4月13日(火)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

「なんば」後援会加入強化週間の取り組みについて

さて、標記のとおり、支部長・書記長会議においても提起しましたが、中央本部の指導に基づき、①各地方における「なんば」後援会会員拡大強化週間の設定と拡大に向けた行動展開②全国統一行動日における集中行動が提起されたことを受け、JP労組東京として下記の通り、後援会会員拡大に向けた取り組みを実施します。

この行動の基本は、「なんば」応援カードの提出を①組合員・同居の家族については100%提出してもらうこと、②拡大強化週間においては、全支部・分会において何らかの具体的な行動を実施すること、③すでに組合員・同居の家族の提出が100%に達している支部・分会は、「友人・知人のあと一人紹介」行動を実施し、「なんば」後援会の組合員・同居の家族100%加入を4月中に達成されることにあります。

各支部・分会においては、強化週間の間、上記の基本を踏まえ、①情宣活動を活用した組合員周知②分会集会の開催③名簿を活用した組合員個別面談④政治学集会等の実施⑤パートナー社員に対する働きかけなどのメニューのうち、分会に即した具体的な取り組みの実践を通じ、後援会会員拡大を成し遂げるよう要請するところです。

なお、期間が迫っていますので、器材の送付や具体的な指導については、各連協担当より個別に指導することとします。不明な点は問い合わせください。

再雇用終了者で、ゆうメイトになった方は
JP労組 再加入を、お願いします！

日 刊 JP 新東京	No. 3 8 5	2010年4月14日(水)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

「郵政改革に関連する諸事項等について（談話）」 に関する J P 労組の見解（3/24 付情報から）

本日、8時30分より、参議院議員会館において亀井郵政改革担当大臣、原口総務大臣における郵政改革に関する諸事項に関する談話が別紙のとおり発表されました。

本日の両大臣の談話は、限度額及び出資比率についての方針を固め、今後、内閣としての正式決定に向けて所要の対応を行うものであり、限度額及び出資比率以外の要検討事項については、4月中の法案提出時までには検討を進めるとの内容です。

今日までの郵政改革に関する政策会議における議論は、出資比率、業務内容、ユニバーサルコスト負担措置を中心に論議されてきました。

中央本部は、出資比率に関して、政府による親会社の株式保有割合は、1/3超以上、親会社による金融2社の株式保有割合も1/3超以上とし、政府の関与を必要最低限にしつつ、郵政グループの一体性を確保することを要請してきました。また、業務内容については、金融2社の限度額の撤廃や新規業務規制の緩和を行うこと、ユニバーサルサービス負担措置については、親会社の事業計画及び新規業務を、主務大臣への届出制にすることを求め、全体として経営の自由度を担保することを要請してきました。

今回の談話は、郵政改革の全体像を示したものではないものの、政府の検討プロセスで明らかにするとして先送りされた限度額規制及び出資率について一定の方針が示されたことから、J P 労組としての見解を示すものです。

今後、本見解に基づき積極的に政治対応等を展開していくこととします。

○ 郵貯の預入限度額及び簡保の加入限度額について

談話では、郵貯の預入限度額を2,000万円、簡保の加入限度額を2,500万円とし、郵政改革法案成立時に新たな限度額に移行し、その後の動向を見極め、施行に合わせて所要の見直しを行うとしています。

法案成立時に新たな限度額に移行することは、早期の改善を要請した点から一定評価できますが、今回の方針は、段階的な限度額の引き上げもしくは撤廃を行うと解釈される向きと同時に再度引き下げる可能性も加味している内容と

なっていると考えます。

J P 労組は、今日まで、お客様の利便性向上や郵便局ネットワークの維持及び限度額管理コスト負担一等から金融2社の限度額規制の撤廃を強く求めてきた経過や、今回の郵政改革を最後の見直しとする観点から引き続き早期の限度額撤廃を要請していくこととします。

○ 出資比率（株式保有割合）

政府から親会社への出資比率は、1/3超、親会社から子会社への出資比率は1/3超とする内容は、民間企業として経営の自由度が確保できる比率であり、J P 労組の要請と概ね一致するものです。

○ 限度額、出資比率以外の要検討事項

金融2社の限度額については、一定の考え方が示されましたが、新規業務（住宅ローン、がん保険等）及び、同業他事業者への配慮に関する扱いがいまだ明らかになっていません。また、親会社に関する監督官庁のあり方、新規業務及び事業計画の認可又は届出制のあり方についても今後の検討事項に含まれるものと考えます。

よって、これらの事項については、従来方針に基づき、金融2社に関しては、「①新規業務規制は、一般銀行・生保同様にすること、②同業他事業者への配慮は、競争上の優位性は無く、配慮規定は不要であること」、また、親会社に関しては、「①監督及び検査・監査については、一元化を行うこと、②新規業務は届出制にすること、③事業計画は届出制にすること」一等を引き続き要請していくこととします。

第81回 **メーデー中央大会**

日 時 2010年4月29日（木、祝）
10:00～14:30
会 場 代々木公園

日 JP新東京 刊	No.386	2010年4月15日(木)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

麻布支店の郵便区統合に伴う 業務の移り変わりについて

東京支社より、平成22年5月6日(木)に麻布支店の郵便区を芝支店に統合することから、平成22年4月30日(金)から5月5日(水)の期間の業務の移り変わりについて説明がありました。

1 基本的業務の移行

(1) 引受処理

ア 麻布支店ゆうゆう窓口

5月5日(水)午後7時まで取扱い、以後は廃止します。

イ 集荷

後納決済の関係があるため、4月30日(金)まで麻布支店において実施し、5月1日(土)から芝支店において実施。

(2) 運送便の切り替え

業務の移行に応じて運送施設調整対象運送線路を順次切り替えの上、運行する。

(3) 差立処理

ア 取集便

5月2日(日)取集2号便まで麻布支店において処理し、5月3日(月)取集1号便から赤坂支店において処理します。

イ 押印作業

(ア) ゆうゆう窓口引受分

5月5日(水)引受分まで麻布支店において押印しますが、5月3日～5月5日の期間は、未区分のまま芝支店へ使送します。

(イ) 集荷引受分

4月30日までは麻布支店で処理しますが、5月1日(土)から芝支店において処理します。

(ウ) 取集引受分

5月3日(月)から赤坂支店において押印する。

(4) 到着処理

ア 通常郵便物

5月3日（月）下3号便まで麻布支店において処理し、5月3日（月）下4号便から銀座支店において処理します。

イ ゆうパック

5月3日（月）小下3号便（夜間配達分）まで麻布支店において処理し、5月4日（火）小下1号便から芝支店ゆうパック配達作業所（現麻布支店の一部を使用）において処理します。

ウ 速達及び書留郵便物等

5月3日（月）下4号便（速達配達結束便）まで麻布支店において処理し、5月3日（月）下5号便から芝支店において処理します。

エ 私書箱処理

麻布支店での私書箱交付は5月5日（水）午後7時をもって終了し、芝支店での私書箱交付は5月6日（木）午前9時から開始します。

オ 不在留置郵便物処理

麻布支店で保管している不在留置郵便物については、5月3日（月）午後7時まで交付し、7時以降に芝支店へ送付します。

カ 未処理郵便物の送付

5月3日（月）に集配交付しなかった郵便物は、運送便又は連絡便等により芝支店へ送付します。

(5) 配達処理

ア 通常郵便物

5月3日（月）配達分まで麻布支店で処理し、5月6日（木）からは、芝支店で処理します。

イ ゆうパック

5月3日（月）配達分まで麻布支店で処理し、5月4日（火）からは、ゆうパック配達作業所で処理します。

ウ 速達及び書留郵便物等

5月3日（月）配達分まで麻布支店で処理し、5月4日（火）からは、芝支店で処理します。

なお、戸締め等の郵便物は、5月5日（水）までに芝支店に送付する。

日 ア新東京 刊	No. 378 ³⁸⁷	2010年4月16日(金)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

〈 あぶないぞ！ 〉

〈 安全が第一 〉

また、あのエレベーターが

3月下旬、エレベーターにHさんが閉じ込められた。
2階の36号機。

警備会社がかけて開けることを試みたが2階と1階の中間に
停まっていて開けられなかった。そのうちエレベーターは少しずつ
落下していき1階に……無事15分後出ることができた。

大変な事態ではないでしょうか。このエレベーターだけで半年間
に5人が閉じ込められている。その時間も15分から最長1時間な
のです。

「このエレベーターに乗るのが怖い」と多くの人が語っている。
乗っているときに波のように揺れる。「落ちそうで心配」「酔いそう
になる」という人もいる。ある人は「トイレに行きたいと感じてい
る時は乗らないことにしている」と言う（閉じこめられたらトイレ
に行けなくなるため!?)。

エレベーターの中で扉が開かなくなってしまい、力づくで扉を開
けたという話は後をたたない。またエレベーターの扉が閉まらない
ので「入り口の所を押し返えして」閉めていることは日常ごとのよ
うになっている。隣のエレベーターと速度が違う。扉が曲がって
いる。へっこんでいる。ゆがんでいる。これらの事例を聞いている
だけで怖くなる。

不具合が起きたとき「点検中」という表示はされるが、どのよう
に修理したのか明らかにしてもらいたい。いつの間にか「使用可」
となっていることがある。あるときは数時間後にまた「故障中」に
なっている。4月12日にも数分間停止して4台のパレットとともに

に1人が閉じ込められた。逆に扉が閉まらないときもある…。

どのようになっているのだろうか。使用禁止にして、点検し根本的に変えるべき事態ではないだろうか。

人命や、安全性の問題が問われ、いつも危険にさらされている。また何かがあって郵便物の破損などが発生した場合、お客様に甚大な影響を与えかねない。

何かがあってからでは遅いのではないだろうか。

昨年末、銀座支店で有人車ごとエレベーターにぶつかり、59歳の社員が有人車ごと転落死するという悲惨な事故が起きた。信じられない事故だったが、けっして他人事ではない。

何回も閉じ込められたり停止・故障しているということは、大きな事故につながるかもしれないという「警告」を発していることではないだろうか。

これから本格的な雨のシーズンに入ってきます。

支店前の歩行者用の通路は結構滑りやすい。特に局前ポストのわきはすごく滑る。注意していても滑る。トラックの南入口横にある歩道もよく滑る。

黒いコンブみたいな滑り止めがべろべろにはがれていて、全く効果がない。すべて腰を強く打ったなどの話を聞きます。滑り止めを早く直して安全対策は万全に…

今後の予定

第81回メーデー

4月29日（木）

みんなで声をかけあって行こう

4月24日（土）

支部拡大執行委員会10時～

分会代表は1名参加を…

日 刊 JP 新東京	No. 379	2010年4月19日(月)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

組合費等給与控除について 4月の給与明細書から変わります

4月の給与から、控除される組合費等の内訳変更となる組合員が多くいます。基本的には下記表の①②③の項目の合計です。確認して下さい。

1.総合共済の掛金が変わります。(ポストライフ)

- ・旧全郵政のJP共済に加入していてポストライフに移行した人は、600円/月から750円/月になります。(ポストライフ加入初回のみ100円出資金が発生)
- ・旧全逓のポストライフ共済に加入していた人は、850円/月から750円/月になります。

2.生命共済「きずな」の掛金は、毎月引かれます。

3.組合費が変わります。

- ・組合費の算出方法が年齢別となっているため4月から徴収額が増える場合があります。

ポストライフ	750円
JP共済	600円

S (4000万)	8,200円
L (3500万)	7,175円
A (3000万)	6,150円
B (2500万)	5,125円
C (2000万)	4,100円
D (1500万)	3,075円
E (1000万)	2,050円
F (500万)	1,025円
G (300万)	615円
配偶者800万	1,640円
配偶者600万	1,230円
配偶者300万	615円
子供 300万	240円

正規社員 20歳未満	3,300円
正規社員 20歳～24歳	3,600円
正規社員 25歳～29歳	3,900円
正規社員 30歳～34歳	4,100円
正規社員 35歳～39歳	4,300円
正規社員 40歳～44歳	4,500円
正規社員 45歳～49歳	4,700円
正規社員 50歳～54歳	4,900円
正規社員 55歳～	4,900円
スペシャリスト契約社員	1,600円
エキスパート契約社員	1,600円
月給制契約社員	1,600円
時給制契約社員	1,000円
パートタイマー	1,000円
郵政短時間社員	1,000円
高齢再雇用社員(フル)	1,600円
高齢再雇用社員(短時間)	1,000円

3月31日に郵便事業会社から提示された「労使関係に関する協約」に基づく年度実施計画要綱の提示(平成22年度)に対して、東京などの地方意見を踏まえ中央本部が意見表明を行いました。

「労使関係に関する協約」に基づく 年度実施計画要綱の提示(平成22年度)に 対する意見表明

郵便事業株式会社 代表取締役社長
鍋倉 眞一 殿

日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 竹内 法心

郵便事業会社から「労使関係に関する協約」に基づく年度実施計画要綱(平成22年度)が示されました。

宅配便事業統合をはじめ、本年度は郵便事業が市場の中で反転攻勢をかけていく重要な年であると考えている。

J P 労組は、社員一人ひとりが意欲と意識を持って郵便事業の発展に向けて取り組める環境づくりの観点から、下記の通り意見表明を行うので、誠意を持って検討され速やかに回答されたい。

1. 各効率化施策の具体的提示にあたっては、ルールに基づき丁寧に対応されたい。

また、期間雇用社員の雇用不安に繋がることがないように適正な本社指導を行われたい。

2. 業務量に応じた要員の見直しを行うとしているが、業務量増要素、業務量減要素等、業務量を要員数にどのように反映させるのか会社の考え方を明らかにされたい。

3. 書留オペレーションの見直しによる一般支店及び統括支店における要員配置の考え方について明らかにされたい。

4. 書留オペレーションの見直しにあたっては、現在の試行状況を検証した上で、業務運行、必要労働力等、万全の体制を期されたい。

5. 混合配置は現状の業務実態を踏まえた上で、見直しの具体的な考え方を明らかにされたい。

6. 二輪のキャリーボックスは安全性や過積載など十分に留意する必要があり、セキュリティについても不十分と考えるが、会社の考え方を示されたい。

日 刊 JP 新東京	No.389	2010年4月20日(火)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

宅配便事業統合に伴うターミナル支店の新設及び地域区分事務等移管に関する具体的実施計画の提示

郵便事業会社は本部に対し、「労使関係に関する協約」第80条(3)及び(5)に基づき、「宅配事業に伴うターミナル支店の新設及び地域区分事務移管に関する具体的実施計画」を提示してきました。

本計画は、宅配便事業統合に伴い、JPEX から継承したターミナルを郵便事業会社の支店（ターミナル支店）として新設し、ゆうパックの取り扱い業務量の増加に対応するため地域区分事務を行うというものです。

また、関連する支店において、ゆうパックの地域区分事務を移管する計画で、実施日は、平成22年7月1日(木)としています。

ところが・・・内容を見てビックリ！！

新東京支店のことがほとんど触れられていない！！

なんで？？？

当初の宅配便事業計画では、新東京支店の施設、JPEX 東京中央ターミナル施設及び東京多摩ターミナルへ新棟で使用していたゆうパック区分装置を移設し、活用する事業計画が進められていたはず。

取り扱い物数も平常期の1.5～1.8倍で毎日が繁忙期並みの取り扱い物数になると説明されていました。・・・なのに？

最新の事業計画は新東京支店の施設と東京多摩支店の施設しか活用しない事業計画になっている！！

おかしいと思いませんか？

取り扱い物数における計画内容の変更ということも記載されていないし、オペレーションの大幅な変更ということも聞いていない。

いつ、宅配便事業計画は(一度出向者にモチベーションの低下を与えた)支店の意向を考慮し検討されてきたのでしょうか？

理解に苦しみます。

これから、夏期繁忙に向かう支店における事業計画も、これ程しか示されていない中で計画するのも困難を極めます。

しかし、本社から各支店に求めている事業計画は繁忙期における、物数増加は考慮せずに平常期のみの状態で検討しろというもの。

なぜ？

それは、繁忙期を考慮するとレイアウト等も含め、解決できない案件が出来てしまい決まらないから！！

こんなことでは、7月1日を無事に迎えられるか不安で一杯です！！

ゆうパックリニューアルまであと 71日・・・

拡大執行委員会の開催

日時：平成22年4月24日(土) 10:00～13:00

場所：事務棟5階 研修室

※ 分会3役から1名出席してください。

日 刊	JP 新東京	No.391	2010年4月22日(木)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

郵政改革に関連する法案骨子について（談話）

4月20日、8時より参議院会館において亀井郵政改革担当大臣及び原口総務大臣から郵政改革関連法案の骨子について談話が発表されました。

本日晒された骨子は、①日本郵政株式会社等の合併等、②合併後の新日本郵政株式会社、③郵便貯金銀行及び郵便保険会社等、④合併は、平成23年10月1日等、大まかな内容となっています。

また、骨子は、郵政改革法案（改革法）と日本郵政株式法案（会社法）の区別なく示されており、現時点では、郵政関連法案の概要は明らかではありません。よって、本日は、談話において示された骨子について情報提供することとします。また、同席した原口大臣から別紙にある①郵政改革の考え方、②郵政改革の視点、③郵貯、簡保の資金運用に関する考え方等も示されていますので合わせて情報提供します。

骨子の示す主旨は以下の通りです。

1. 日本郵政株式会社等の合併等

- ① 日本郵政株式会社を存続会社とし、郵便事業会社及び郵便局会社を吸収合併する。
- ② 日本郵政株式会社は、特別法に基づく特別会社であり、郵便貯金銀及び郵便保険会社は、業法に基づく一般の会社とする。
- ③ 政府は、日本郵政株式会社の株を1/3超保有する。

2. 合併後の日本郵政株式会社（会社の責務等）

- ① 日本郵政株式会社は、郵政事業におけるユニバーサルサービスの提供の責務を負う。
- ② 日本郵政株式会社は、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等は、総務大臣への届出制とする。
- ③ 経営状況については、情報を公表する義務を負う。
- ④ 日本郵政株式会社は、金融2社の株を1 / 3 超保有する。

3. 郵便貯金銀行及び郵便保険会社（金融規制等）

- ① 金融2社の限度額は、同種業務を営む事業者との公平性を勘案し、政令で定める。
- ② 金融2社には、一般業法の規制に加え一定の期間、新規業務は届出制とする。
- ③ 金融2社の金融業務は、上記の届出制とし、その内容については、同種の業務を営む事業者との競争条件の公平性の観点から、郵政改革推進委員会（仮称）においてチェックし、政府に対して意見具申を行う。
- ④ 政府は、上記の意見を受けて金融2社に対して勧告を行うことができる。

4. 施行日等

- ① 郵政民営化法は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の公布後3ヶ月以内に廃止する。
- ② 郵政民営化委員会は廃止する。
- ③ 法律の施行日は、平成23年10月1日とする。（3社合併も同一日）

以上

日 刊	JP 新東京	No. 392	2010年4月23日(金)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

一普分会歓迎会開催

先日4月7日(水)、東陽町のくぶき食堂において、4月1日付で当課に月給制契約社員から正社員として採用された吉江祐有さんの歓迎会を開催しました。

当日は、日勤帯を中心に声かけを行ったにもかかわらず、休暇や、深夜勤前に参加していただいた組合員も少なくなく、総勢30名と盛大に行われました。

木村分会書記長の司会で始められ、冒頭に後藤執行委員より、「正社員になるまでが一つの目標だったと思うが、そこで終わりではなく、ここからが本当のスタート。」との激励の言葉をこめた乾杯のあいさつで本格的に宴会もスタート。

テーブルの上の料理に手を伸ばす人、料理には手を付けずにジョッキをひたすら握りしめる人、話に夢中になる人と様々でしたが楽しく進められました。

途中、昨年同じく採用になった宮本さん、増田さん、池田さん、高橋さんから一年前の心境や心構え、研修所のことなどについて一言ずつアドバイスをいただきました。

始めは少し緊張していた様子の吉江さんも、この頃にはすっかり顔の表情も豊かになり、周囲との会話を楽しんでいるようでした。

楽しい時間がたつのは早いもので、気がつけばお店の貸し切り時間もあとわずか。吉江さんから、「頑張りますので、よろしく願います。」との決意表明をいただいた後、阿部分会長の本締めで閉会となりました。

みなさんの暖かいご指導をよろしく願います。

メーデーへ行こう!

労働に8時間、休息に8時間、
 残りの時間は
 我々の自由な時間のために

1886年5月1日、合衆
 国カナダ職能労働組合連盟(後
 のアメリカ労働総同盟)が、
 8時間労働制を求めストライ
 キを起したのがメーデーの
 起源とされます。当時の労働
 時間は12時間以上が当たり
 前でした。

1回の国際メーデーが実行さ
 れ今日に至っています。

日本では1905年(明治
 38年)に平民社の主催で茶
 話会というかたちで開かれま
 した。はじめはメーデー記念
 の集会程度でしたが、192
 0年5月2日(日)に第1回

3年後に第2イン
 ターナショナル創立
 大会で、8時間労働
 制の実現へ向けたス
 トを国際的連帯とし
 て行うことが決議さ
 れ、翌1890年5
 月1日、アメリカ、
 ヨーロッパ各地で第

のメーデーが上野公園で行わ
 れた時は、5千とも1万とも
 いわれる労働者が集結しまし
 た。翌年からは5月1日に統
 一されましたが、1989年
 以降は、諸般の事情により連
 合・非連合の分裂開催となっ
 ています。

ともあれ、メーデーは、労
 働者の権利と生活のために要
 求を主張する運動であり、労
 働者の団結と連帯の力を示す
 日なのです。

第81回

メーデー中央大会

日時 4月29日(木) 祝日
 時間 10時~14時半

会場 代々木公園

メーデーへの参加も支部活動のひとつ
 です。みんなでメーデーに行こう!

♡新しい仲間です～窓口分会♡

3月にJP 労組に加入してくれた窓口分会のYさんから感想をいただきましたので紹介します。

私が組合に加入した理由は雇用に対して不安があったからです。政治的にも経済的にも、いつ何がおこるかわからない現代、自分自身にもし何かあったら(突然の解雇など)どうすればよいか不安でありました。

以前から組合の事はお話を聞いていて、バックに強い味方がついてくれたら心強いだらうなと思っていました。組合ってどんな所なんだろう?何をしてるの?最初は不安もありましたが、すでに組合員の友人や組合役員の方に話を聞き、私が思っていた以上に色々な所で活躍されていることを知りました。ここなら安心して入ることが出来る!仕事をする上で味方になってもらえると思えました。なので、いざ入ると決めた時は躊躇なく入ることが出来ました。

私が組合に求めているのは、ゆうメイトの雇用の安定、そして今自分が働いている職場以外にも多くの人との出会いが出来たらいいなということです。色々なイベントも開かれるとのこと、今からとても楽しみです。その他にも保険などのサービスにも惹かれました。

よしもと **お笑い** ライフ

in **労組東京フェスタ**

*入場無料 お楽しみ大抽選会あり

日時 **5月23日(日)** 場所 **JCBホール**

(MEETS PORT内)

開場 **13:00** 開演 **14:00**

出演予定者 **キングコング、エハラマサヒロ**

ペナルティ、モンスターエンジン

*詳細は役員まで JP 労組東京の組合員とそのご家族のみ対象です。

日 JP新東京 刊	No.394	2010年4月27日(火)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

2010年度における評価運営の充実・前進 に向けた取り組み等

本部は、これまでの「新たな人事・給与制度」の構築に向けた対応において、第5回中央委員会の意見をふまえ、評価者の育成を通じた日常的な対話不足やフィードバック不足の解消等、評価者と被評価者との対話に重点を置いた評価マネジメントの構築など、現行制度に対する透明性・納得性を高める取り組みをグループ各社に強く求め、現行の人事・給与制度に対する信頼の構築を礎に、新制度への移行となるよう、特に制度の根幹である人材育成の視点を強く求めてきました。

これに対し、グループ各社は、正社員の人事評価における評価運営に関しては、第二次要求に対する回答において、すでに示しているところであるが、その後のJP労組からの要請もふまえ、評価運営の充実・前進に向け、2010年度についても更なる対応を前向きに実施するとして、以下の項目に対する現段階における検討状況について説明してきました。

- (1) 評価者の評価能力・スキル向上に向けた取り組み
- (2) 評価者・被評価者間のコミュニケーションの充実
- (3) 多面評価の試行

会社側は、政府において会社形態をはじめとする郵政改革法案が検討されているが、すでに提案している新たな人事・給与制度改革案については、政府の検討方向を踏まえつつ、所要の見直しを適宜進めている状況にあり、成案を得た段階で改めて示すという考え方を明らかにしました。

会社側は、「会社形態の変更に伴い必要となる部分に関する検討を行っており、今次人事・給与制度改革の趣旨・制度の骨格部分については、すでに提案している内容どおりとしている点、付言しておく」としています。本部は、グループ各社が評価者訓練(研修)の実施、評価マニュアル等の作成、定例的な中間対話の実施及び多面評価の試行など、更なる充実・前進に向けた取り組みを行う考えを示してきたことから、本件に対する丁寧な取り組みを進めるよう強く要請するとともに「多面評価の試行」の具体的な取り組み内容など、今後の各社の取り組みを注視しつつ、適時に情報提供を行うよう申し入れ、説明内容を了としました。なお、新たな人事・給与制度については、郵政改革法案の動向等を踏まえ、「継続して交渉を行う項目」を中心に、引き続き各社と議論を慎重に継続していきます。

日 刊 A 新東京	No.396	2010年4月30日(金)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

深夜業務従事者の健康診断受診時の 超過勤務手当相当額の支給について

民営化以降、深夜業務に従事する社員が、正規の勤務時間外に特別健康診断を受診した際、超過勤務手当が支給されることになっているにもかかわらず、安全健康手続き等の記述に不備があり、職場段階での確に運用されていない状況が判明したため、是正に向けた関係手続き等の検討及び2007年10月(民営化)以降の不支給分の精算等について情報提供を受けることとしていた。

郵便事業会社は、本件の取り扱いに基づく関係手続き等の是正、不支給となっている精算の扱いについて検討した結果、2010年度定期健康診断より運用を統一することとし、民営化以降の実施分について、精算支給を行うと情報提供してきました。

1. 運用の統一

平成22年度定期健康診断より次のとおり運用を統一することとし、安全健康手続きの一部改正及び運用方法について周知する。

(1) 深夜業務従事者の健康診断受診時の超過勤務手当相当額の性質等
時間外労働に対する超過勤務手当とは異なる「超過勤務手当相当のもの」として個別に扱うものとし、固有の様式により、受診時間の把握・記録等を行う(超過勤務命令簿に記載しない)。

(2) 支給対象範囲

次の4つの条件すべてに該当する社員

① 受診した社員が受診日現在において深夜業務従事者(深夜業を含む業務に従事する社員)であること。

② 受診した社員が受診日現在において超過勤務手当(時間外割増賃金)の支給対象社員であること(管理職手当のみを支給される管理社員ではないこと)。

③ 受診した健康診断が、会社が実施する定期健康診断または特別健康診断のいずれかであること。

④ 受診時間の全部又は一部が、「当日の正規の勤務時間外で、かつ超過勤務を命じてられない時間」に係ること。

(支給を対象とする時間)

実際に検診を受けている時間(検診会場に入ってから、検診を終えて検診会場から出てくるまでの間(会場内における待ち時間を含む))

であって、正規の勤務時間に係らない部分とする。

(3) 算定方法

0.5時間単位(30分単位)で算定・支給するものとする。

分単位の端数は切り上げ計算とし、1時間当たりの支給額は受診日における超過勤務手当単価(135/100)を準用する。

なお、後日のベースアップにより単価に変動が生じた場合でも、再計算(精算)は行いません。

(4) 支給方法 月例給与に併せて支給する。

2. 過去分の精算 詳細は検討中であり、精算実施時期は未定

以上 詳細は執行委員まで

不注意では済まされない！ 鉄パレットで大怪我

4月26日、第二ゆうパック課で島区分作業をしていた再雇用社員が、黄色鉄パレットの中板が落ちて頭に当たり、7針も縫う怪我をした。

自分でも島区分をするとき、いつ中板が落ちてくるかヒヤヒヤしながら作業している。本当は銀のロールパレットを使いたいのだが、「用途外使用」ということで黄色の鉄パレットを使っている。

中板を留めるフックをしっかりと固定していなかった事が事故の原因？そこで「本人の不注意」論が言われる。

この間、第二ゆうパック課だけでも、同じような事故が4～5件起きている。それぞれ、頭に大怪我をして数針縫う事態になっている。

銀のロールパレットだけの頃は、これ程までの大怪我をする事故はなかったのではないだろうか。

鉄パレットの中板は相当の重量がある。落ちてくれば大怪我をするのは目に見えている。

この事故が起きてから安全に関するビデオ研修を行っているが、もっと基本的な対処が必要だと思う。

鉄パレットのフック、中板等の改善を行わない限り、『注意をして作業』の精神論では、今後も同じような事故が起きるのではないか。

そういえば、気になることがある。この間、安全衛生委員会が全委員参加で開催されていないようだ。

この事も含めて、会社の考えをお聞きしたい。

(第二ゆうパック分会投稿)
